

1 趣旨

本校における部活動は、学校の小規模化により常に一定の部活動を存続させることが困難となったこと、活動のニーズが多様化していることに応えるため、地域スポーツ・文化クラブを設置して実施します。

本校は、生徒の健全な発達を保障するため、学習指導要領を踏まえて教育課程と関連付けながらこの活動を行います。

この活動が生徒、保護者および教職員にとってより有意義なものとなるよう、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」「苫小牧市部活動ガイドライン」に則り、実際の活動の基準としてこの運営要綱を策定します。

2 名称

本校は部活動の名称を、「地域スポーツ・文化クラブ」（以下、地域クラブ）と称します。

3 目的

各地域クラブは、次の各号に掲げることを目的として活動します。

- ①スポーツや芸術・文化及び科学等に親しむことを通してその楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。
- ②生徒の学習意欲の向上や学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。
- ③指導者や異年齢の生徒との交流の中で、生徒の協調性、連帯感、責任感などの涵養を図り、幅広く望ましい人間関係を構築する力を育成する。
- ④自主性を育み、努力による達成感を味わわせることで自己肯定感を高める。
- ⑤指導者をはじめ、活動を支える人たちへの感謝の気持ちを育て、礼儀作法などを培う。
- ⑥身心の健康、体力の増進を図る。

4 運営の主体

地域クラブは、主体的な活動を行う生徒とその保護者によって運営されます。

5 学校の責務

- ①校長は、学校経営方針に基づいて運営要綱を示し、地域クラブの運営の安定化に努めます。
- ②校長は、各地域クラブを担当する教職員を原則として複数配置します。
- ③学校は、地域クラブが活動する場所と時間、大会出場等成果発表の機会を保障します。ただ

し、校務運営の都合によりその範囲が制限されることがあります。

- ④教職員は主に生活行動面の指導を行い、技術的な指導は地域の方など外部の指導者をお願いしています。
- ⑤教職員は、活動の様子について積極的に発信し、校内における生徒理解を深めるとともに、保護者や地域の方から地域クラブに対する理解を得られるよう努めます。
- ⑥学校は、障がいの有無にかかわらずに参加できる活動となるよう努めます。

6 設置基準

地域クラブは次の各号に示す基準のすべてを満たした場合に設置することとします。

- ①活動する意思のある生徒がいること
- ②活動内容が学校教育目標に合致していること
- ③保護者が責任をもって運営に参画できること
- ④教職員が指導できない場合でも指導者を置くことができること
- ⑤他校との合同チームを希望する場合は、受け入れる学校があること
- ⑥必要な経費を参加する生徒の家庭が負担できること
- ⑦学校内の施設および設備を利用した活動ができること
- ⑧1年以上は継続して活動できること
- ⑨担当する教職員の配置ができること
- ⑩校長が校務運営上の支障がないと判断できること

7 設置と活動および廃止

(1) 設置の手続き

- ①学校は、在来の地域クラブに次年度も活動を続けるか否かを確認します（2月）。
- ②学校は、清水小学校6学年に在籍する児童を対象に部活動希望調査またはクラブチーム所属予定調査を行います（2月）。
- ③校長は、地域クラブ新設の要望があった場合、その可否を判断し、当該児童生徒およびその保護者に伝えます。
- ④学校は、新入生の保護者に対しては入学説明会において、在校生の保護者に対しては文書にて地域クラブの設置基準や参加条件について説明します。
- ⑤団体種目等で他校と合同で活動する場合は、受け入れる中学校があったときのみ設置します。

(2) 会員の募集

- ①校長は、設置することを決定した地域クラブに担当教員を配置した後、会員の募集を認めます。
- ②各地域クラブは、定められた期間に体験入会を実施して、次の参加条件を示した上で会員募

集を行います。

ア 本校に在籍する生徒で、地域クラブの活動に主体的に取り組む意思があること

イ 保護者が活動に係る経費や役務を分担できること

③他校との合同で活動する場合は、本体となる学校の募集条件に準じます。

④入会を希望する生徒および保護者は期日までに所定の入会届を提出します。

(3) 活動上の留意事項

①同好の生徒による自主的な活動とし、勝利至上主義や選手育成の思想を持ちません。

②生徒の心身の健康管理に努め、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

③活動に係る費用や役務の分担は、保護者によって構成される組織が行います。

④保護者が活動場所に立ち会います。ただし、やむを得ない理由により、臨時的な活動を行う場合には、この限りではありません。その場合の活動時間は、教職員の勤務時間内に限られます。

⑤教職員が指導に携わる場合でも、活動時間には保護者の参加を求めるなどして、連携した活動を行います。

⑥大会等への出場にあたっては、生徒や教職員にとって過度の負担とならないよう、時期や回数を精査して出場します。

⑦合同チームの場合は、本体となる中学校の方針に従います。

(4) 活動時間および休養日

各地域クラブは、北海道および苫小牧市教育委員会が定める「部活動ガイドライン」に基づき、あらかじめ活動時間及び休養日を定めて活動します。

①1日の活動時間は平日2時間、学校休業日は3時間とし、1週間を通算した活動時間が11時間を超えないよう工夫します。ただし、大会当日の活動には、この制限を超えて参加することができます。

② 削 除

③定期テストの初日から起算して5日前から部活動休止期間を設けます。学力テストの場合には、その前日の活動を休止します。

④合同チームの場合、練習場所への移動に係る時間は、活動時間を含めません。ただし、長時間の移動を伴うなどの場合については、当日又は別日の休養の設定に配慮します。

⑤毎週月曜日と週休日のいずれか1日を休養日とし、年間累計104日以上を休養日を設定します。

⑥学校閉庁日（年間9日以上）も休養日とし、前号と合わせて113日以上を確保します。

⑦大会等の前日から起算した1ヶ月以内の期間において、週休日、又は祝日にやむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替えます。

⑧長期休業中の休養日は、授業期間中の扱いに準じますが、長期休業の趣旨に照らして、ある程度長期の休養期間を設けることとします。

⑨道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、原則として活動しません。

（5）会計

地域クラブの会計は、次の各号に定めるとおりに処理することとします。

- ①地域クラブは、その活動に要する費用を加入する会員の保護者から徴収することができます。
- ②地域クラブの会計業務には、あらかじめ選任された会計担当者があたります。
- ③会計業務には諸帳簿を整備します。また現金の管理は極力預金口座等を利用します。
- ④会計担当者は、必ず決算を会員の保護者ならびに校長に報告します。

（6）地域クラブの廃止

校長は、次の各号に定める状況が生じたときは、該当する地域クラブの運営主体と協議の上で廃止します。廃止の決定は、毎年3月24日を期限として行います。

- ①当該地域クラブの運営主体から廃止の申し出があったとき
- ②所属する生徒がいなくなったとき
- ③校長がこの要綱の規定を遵守した活動ができないと判断したとき

8 安全管理

地域クラブに関わる保護者、外部指導者および教職員は、予想される危険を排除して安全で有意義な活動とするため、次の各号を遵守します。

- ①常に生徒の体調の変化に気を配り、適宜休憩時間を設ける。
- ②活動日の天候や気温および湿度に配慮した内容とする。
- ③活動中に生徒の体調不良や怪我があった場合には、活動場所にいる保護者、外部指導者および教職員が連携して応急処置を行う。
- ④教職員は、非常災害等の発生に備え、日頃から苫小牧市学校防災対応マニュアルおよび開成中学校危機管理マニュアルを確認する。
- ⑤校外での練習や大会等で自転車を利用する場合は、保護者の責任の下で使用するものとし、学校は自転車の使用を奨励しない。

9 補則

本要綱は、苫小牧市による学校部活動地域移行の進行に合わせ、令和7年3月31日を以て廃止とします。